（記載上の注意）

1　１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額を銭単位で注記すること。

2　上記のほか、株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

3　特定取引収益及び特定取引費用の金額は、株式会社商工組合中央金庫又はその子会社等が経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第18条その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用の金額について記載すること。

4　「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失の金額を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

5　法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

6　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

⑵　連結包括利益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
少数株主損益調整前当期純利益（又は少数株主損益調整前当期純損失）		×××
その他の包括利益		×××
その他有価証券評価差額金	×××	
繰延ヘッジ損益	×××	
為替換算調整勘定	×××	
持分法適用会社に対する持分相当額	×××	
包括利益		×××
親会社株主に係る包括利益	×××	
少数株主に係る包括利益	×××	

（記載上の注意）

1　連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。

2　法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

4　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

⑶　連結損益及び包括利益計算書

〔「⑴　連結損益計算書」及び「⑵　連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		×××
資金運用収益	×××	
貸出金利息	×××	
有価証券利息配当金	×××	
コールローン利息及び買入手形利息	×××	
買現先利息	×××	
債券貸借取引受入利息	×××	
預け金利息	×××	
その他の受入利息	×××	
役務取引等収益	×××	
特定取引収益	×××	
その他業務収益	×××	
その他経常収益	×××	
経常費用		×××
資金調達費用	×××	
預金利息	×××	
譲渡性預金利息	×××	
債券利息	×××	
コールマネー利息及び売渡手形利息	×××	
売現先利息	×××	
債券貸借取引支払利息	×××	
コマーシャル・ペーパー利息	×××	
借用金利息	×××	
短期社債利息	×××	
社債利息	×××	
新株予約権付社債利息	×××	
その他の支払利息	×××	
役務取引等費用	×××	
特定取引費用	×××	
その他業務費用	×××	
営業経費	×××	
その他経常費用	×××	
貸倒引当金繰入額	×××	
その他の経常費用	×××	
経常利益（又は経常損失）		×××